

# Ⅲ. ロービジョン

## 1 定義と範囲

### 1) 障害の定義

障害者基本法の第2条に、「障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」と定義されている。しかし、この法律では障害の程度については具体的に記述されておらず、それぞれ「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」などに規定されている。

### 2) 視覚障害の定義と範囲

視覚障害を盲と弱視<sup>注1)</sup>に分け、前者を視覚による生活が困難であるものとし、後者を視覚による生活が可能であるが困難や不自由を伴うものとしてきた。障害の程度はそれぞれの分野で定められており、統一的な基準はない。視力障害、盲、弱視およびロービジョンに関する日本ロービジョン学会の解説を示した(表1)。

#### a) 福祉分野での基準

身体障害者福祉法では視覚障害を視力障害と視野障害に分けてその程度を示し、障害程度等級表に1級から6級までを定めている(表2)。複数の障害が合併している場合は合計指数により等級を定める。

視力は、万国式視力表によって測ったものを用いる。屈折異常のある者については、矯正視力を用いる。

注1) 「弱視」には「医学的弱視(機能的弱視)」と「社会的弱視」があるが、ここでいう「弱視」は後者であり、「教育的弱視」を含むものである。

表1●用語の解説

区分	解説
視覚障害	現行の治療手段で改善が期待できない視機能の障害があるために、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態、またはその障害をいう。一般には法令等によって規定される程度の障害を指す。
盲	視機能の障害により視覚を失った状態。
弱視(社会的弱視)	視覚障害はあるが、おもに視覚による日常生活および社会生活が可能である状態。
ロービジョン	現行の治療手段で改善が期待できない視機能の障害があるために、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態、またはその視覚。(補足)光覚のないものを含むとする立場と含まないとする立場がある。

(日本ロービジョン学会、2004)

表2●身体障害者障害程度等級表(視覚障害関係)

	視覚障害
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの
2級	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(I/4指標による、以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2指標による、以下同じ)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3級	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4級	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの
5級	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

両眼の視力を別々に測定し、良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで等級表から等級を求める。等級の換算表(図1a)の横軸には良い方の眼の視力、縦軸には他方の眼の視力が示してある。両

他方の眼の視力	0.03以上			2	3	3	3	3	4	4	4					
	0.02		2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6
	指数弁・0.01	1	2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6
	0～手動弁	1	2	2	2	3	3	3	3	4	4	5	6	6	6	6
	0.01以下	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	
		良い方の眼の視力														

図 1a ●視力障害の等級判定表

横軸が良い方の眼の視力、縦軸が他方の眼の視力をとり、枠内が等級を示す。指数弁は0.01とする。一眼の視力が0.15のものについては、0.1として計算する。

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	I / 4 視標	I / 2 視標	両眼開放エスターマン テスト視認点数	10-2プログラム 両眼中心視野視認点数
2級	周辺視野角度の総和が 左右眼それぞれ80度以下	両眼中心視野角度28度以下	70点以下	20点以下
3級		両眼中心視野角度56度以下		40点以下
4級				
5級	両眼による視野が 2分の1以上欠損		100点以下	
		両眼中心視野角度56度以下		40点以下

図 1b ●視野障害の等級判定表

眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う。例えば、両眼とも視力が0.6で眼筋麻痺により複視が起きている、日常生活で片眼を遮蔽しなければならないような場合には、一眼の視力を0とみなし6級となる。なお、顕性の眼位ずれがあっても、両眼複視を自覚しない場合には、これには該当しない。

視野は、Goldmann 視野計、あるいは自動視野計を用いて測定する。

Goldmann 視野計を用いる場合は、「周辺視野角度（I/4 視標による）の総和が左右眼それぞれ80°以下のもの」、「両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの」をI/4の視標を用い判定する。「両眼中心視野角度（I/2 視標による）」はI/2の視標を用いて中心視野角度を測定した値により判定する。

自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数の算定には、両眼開放エスターマンテストで120点を測定する。中心視野視認点数の算定には、10-2プログラムで中心10°内を2°間隔で68点を測定する。

Goldmann 視野計又は自動視野計を用いた場合の等級判定については、図 1b に示す。

Goldmann 視野計の両眼中心視野角度、自動視野計の両眼中心視野視認点数は、次式より求める。

**Goldmann 視野計**

$$3 \times \frac{\left( \begin{matrix} \text{中心視野角度が} \\ \text{大きい方の眼の} \\ \text{中心視野角度} \end{matrix} \right) + \left( \begin{matrix} \text{中心視野角度が} \\ \text{小さい方の眼の} \\ \text{中心視野角度} \end{matrix} \right)}{4}$$

**自動視野計**

$$3 \times \frac{\left( \begin{matrix} \text{中心視野視認点} \\ \text{数が多い方の眼} \\ \text{の中心視野視認} \\ \text{点数} \end{matrix} \right) + \left( \begin{matrix} \text{中心視野視認点} \\ \text{数が少ない方の} \\ \text{眼の中心視野視} \\ \text{認点数} \end{matrix} \right)}{4}$$

視覚障害の認定時期は医学的判断が可能となる3歳ころかそれ以降が適当とされるが、診断可能なものおよび視覚誘発脳波やPL法にて推定可能なものはそれ以前でも認定できる。

福祉分野では本法のほか国民年金法などに障害の程度が定められている。

**b) その他の基準**

教育分野では学校教育法施行令第22条の3にその程度が定められて、特別支援学校の対象を「両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの」としている。ここでいう「両眼の視力」とは矯正された両眼視力である。なお特別支援学級および通級による指導についてもその程度が定められている。